

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置及び管理に関する条例第 8 条に規定する
利用料金の減免に関する取扱いの判断基準

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置及び管理に関する条例第 8 条に規定する利用料金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

団体もしくは事業	分類	減免割引率
彦根市および湖東圏域 4 町または彦根市および湖東圏域 4 町の教育委員会	主催または共催する事業	5 0 %以内
湖東圏域内の小中学校、または幼稚園、こども園、保育所、小規模保育事業所および事業所内保育事業所	行事（練習は除く）	5 0 %以内
彦根市スポーツ協会および犬上郡スポーツ協会、愛知郡スポーツ協会またはそれらスポーツ協会の加盟団体	主催する大会、行事	5 0 %以内
滋賀県スポーツ協会および同協会に加盟する団体または滋賀県高等学校体育連盟および滋賀県中学校体育連盟	主催する大会、行事	圏域外料金の 5 0 %以内
障害者の福祉に取り組む団体、または半数以上が障害者で構成する団体	主催により使用するとき	5 0 %以内
障害者（手帳の交付を受けている者）	個人使用に限る	個人利用料金の 1 0 0 %以内
国または滋賀県の官公署ならびに湖東圏域内の労働団体	主催により使用するとき	5 0 %以内
市長が特に必要があると認めるとき		市長が定める額

※湖東圏域 4 町…愛荘町、甲良町、豊郷町、多賀町

※減額後の使用料の額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

※減免対象は使用料とし、冷暖房損料および附属設備等損料は対象外とする。

※減額することができる団体であっても、次の該当する使用については減額を行わないこととする。

- ・使用目的が営利活動、政治活動、宗教活動である場合
- ・団体の活動目的に直接関連せず、私的な目的である場合

※個人使用は、使用当日において貸切り使用がない場合に限るものとする。